



広報

きそさき
ふれあい

第17回福祉健康フェスタ
ふれあい広場2008



伸びゆく木曽岬町の ふれあい広場2008

今月号のおもな内容 Contents

わたしたちのまちのNEWS ... 2~3
INFORMATION きそさき ... 4~9
生活のミニ情報 ... 9~10
教育委員会だより ... 10~11
税インフォメーション ... 12
ねんきん情報 ... 12~13

こんにちは保健師です ... 14~15
こども相談センターからのご案内 ... 15
警察署コーナー ... 16
今月のお知らせ等 ... 17
保健衛生のコーナー ... 18

木曽岬町の人口と世帯数 3月20日現在

■人口	7,007人(前月比+25)
男	3,530人(前月比+12)
女	3,477人(前月比+13)
■世帯数	2,320世帯(前月比+8)

第22回産業文化祭・第17回福祉健康フェスタ

伸びゆく木曾岬町の

ふれあい広場

2008

3月20日(祝)役場前駐車場をメイン会場にして「伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2008」を開催しました。

このイベントは町の産業及び文化を紹介するとともに、地域福祉への理解と普及を図ることを目的に毎年開催しており、今年は、雨の降る悪天候にもかかわらず大勢の人たちが訪れました。

トマト、ナス、海苔、観葉植物などの特産品の販売を始め、各種団体による多数の模擬店の出店なども行われ、買い求める人たちで長蛇の列ができる程の反響ぶりでした。

また、ステージ上では和太鼓演奏をはじめ、輪おどりなど各団体による演舞が行われたほか、『それいけ！アンパンマンショー』が始まると、ステージ前は子ども達でいっぱいになりました。

最後には恒例となった大ビンゴゲーム大会を行い、豪華賞品をめぐり、読み上げられる数字に、一喜一憂する姿が見られました。





平成19年度 農水産物品評会受賞者

(敬称略)

賞 名	種 別	受賞者名
三重県知事賞	トマトの部	伊藤 茂
木曽岬町長賞	トマトの部	伊藤 知己
桑名地域農業改良普及センター所長賞	その他野菜の部(ナス)	黒宮 里美
東海農政局三重農政事務所長賞	玄米の部	諸戸 克巳
桑名農業協同組合長賞	その他野菜の部(大根)	黒宮 光一
木曽岬漁業協同組合長賞	海苔の部	太田 幸貴



75歳以上の方の新しい医療保険（後期高齢者医療制度）

給付の内容について

後期高齢者医療制度では、老人保健制度と同じように保険医療機関にかかることができます。医療機関等では被保険者証の提示によって医療の給付の受給資格を確認しますので、忘れずに窓口へ被保険者証を提示してください。

なお、後期高齢者医療で受けられる主な給付は下記のとおりで、現行の老人保健制度と同様の給付が受けられます。制度の概要については、県政だより1月号及び町広報2月号、保険料の内容は町広報3月号に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。



療養の給付

病気やけがでお医者さんにかかるときの医療費の自己負担割合は1割です。（現役並み所得者は3割負担）

入院時食事療養費

被保険者が入院したときの食費は1食260円（1日3食まで）が自己負担分となります。住民税非課税世帯のかたは、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱのかたは

所得区分		食費
現役並み所得者、一般（下記以外のかた）		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

※低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税非課税であるかた。
※低所得者Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下のかた。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担分となります。なお、低所得者Ⅰ・Ⅱのかたは「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

所得区分	食費 (1食当り)	居住費 (1日当り)
現役並み所得者 一般（下記以外のかた）	460円※	320円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	0円
	老齢福祉年金受給者	

※保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

特別療養費

被保険者資格証明書（※）の交付を受けているかたが保険医療機関にかかり、医療費の全額を支払った場合、申請に基づき支払った額のうち自己負担額を除いた額を償還します。

※資格証明書

療養費

災害などの特別な理由がなく、1年以上保険料の滞納が続いた場合には、被保険者証を返還してもらい「資格証明書」を交付します。資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口ではいったん医療費の全額を支払っていただき、その後各市町窓口への申請により、保険給付費相当額の支給が受けられます。

次のような場合で医療費の全額を支払ったとき、申請により支払った費用の一部を払い戻します。

- 急病などで被保険者証を持たずに診療を受けたとき。
- 医師の指示により、コルセットやギブスなどの補装具の費用がかかったとき。
- 医師が必要と認めた、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- 骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたとき。
- 海外渡航中に治療を受けたとき。
- 手術などで輸血に用いた生血代。

高額療養費

1か月間の医療費が高額になったときは、申請により自己負担額を超えた分を払い戻します。

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の医療費の自己負担額と介護保険サービスの自己負担額

●高額介護合算療養費

（平成20年4月新設）

所得区分	外来の限度額 （個人単位）	外来+入院の限度額 （世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%※1 （44,400円）※2
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

※2（ ）内は過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する場合の限度額。

市町の窓口で申請してください。ただし、後期高齢者医療制度は老人保健法を改正した法に基づき実施されることから、すでに老人保健で申請のある口座情報については後期高齢者医療制度に引継ぎます。なお、低所得者Ⅰ・Ⅱのかたは「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。（入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象となりません）

自宅で療養しているかたが、主治医の指示に基づいて訪問看護師から療養上のお世話や必要な診療の補助を受けた場合、かかった費用の1割が自己負担分となります。（現役並み所得者は3割）

●訪問看護療養費

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担となります。ただし、厚生労働大臣の定める先進医療や特定の保険外サービスについては、通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料）の費用については保険が適用されます。

●保険外併用療養費

合算する場合の自己負担限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円

※平成20年度は経過措置があります。

負担額を合算した額が限度額を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費として払い戻します。

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査を行うこととします。実施方法は介護保険制度の生活機能評価との同時実施、県内何れの健診機関でも受診可能なフリーアクセス制度の構築を行います。なお、利用者負担額は一定額を徴収させていただきます。

●保健事業

被保険者が死亡したときに葬祭を行ったかたの申請により50,000円を支給します。

●葬祭費

交通事故のように、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けようとするときは、お住まいの市町窓口へ必ず届出をしてください。

●第三者行為

病気やけがで移動が困難なかたが、医師の指示により一時的、緊急の必要があり、やむをえず最寄りの病院に転院したときなどに要した費用は、いったん全額を支払います。（通院時は対象になりません）

●移送費

三重県後期高齢者医療広域連合

☎059-221-6883

☎059-221-6884

FAX059-221-6881

役場住民課・後期高齢者医療係

☎68-6103

三重県後期高齢者医療広域連合

ホームページ

<http://www.75iryo.biz-web.jp/>

問合先



※なお、被保険者証の有効期限は毎年7月末日となっており、7月中旬に8月から翌年7月末日まで有効の新たな被保険者証を郵送します。

・老人保健制度から移行されるかたには、3月下旬に被保険者証を郵送しました。
・制度施行後に75歳になるかたには、75歳到達日の前に被保険者証を郵送します。
・障がい認定申請をされたかたには、認定後に被保険者証を交付します。

被保険者証は1人1枚交付します。

被保険者証（保険証）について

国民健康保険からのお知らせ

70~74歳の国民健康保険の加入者の方へ
窓口負担額が1割に据え置かれます

医療制度改革により、平成20年4月から窓口負担額2割とすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。(注1)

つきましては、新しい国民健康保険高齢受給者証を各世帯主宛に郵送していますので、今一度ご確認願います。(注2)

●問合先

役場住民課 国民健康保険係
☎68-6103

(注1) 一定の所得により、既に3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度に移行される方は除きます。
(注2) 4月以降に受診される方は、必ず診療機関等に新しい受給者証を提示してください。また、新しい受給者証は、交付年月日が平成20年4月1日となっています。

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。

狂犬病は発症するとほぼ100%死亡し、治療法がないおそろしい感染症です。平成18年、フィリピンで犬に噛まれた帰国者が狂犬病を発症し死亡する事例が相次いで発生しました。

愛犬を恐ろしい狂犬病から守るため
必ず受けましょう!



日時・場所

4月25日(金)

9:30~11:30/役場車庫前
13:00~14:30/南部保育園駐車場
※対象は生後91日以上の子犬です。

★雨天でも行います。
★上記実施日に受けられない場合は、動物病院で個別に受けてください。
(愛知県や三重県の一部の病院で注射を受けた場合は、そこで発行された狂犬病予防注射済証をご持参の上、役場住民課でメタルの交付を受けてください。)

料 金

狂犬病予防注射代	2,650円
メタル交付手数料	550円
合 計	3,200円

※未登録の犬(生後91日以上)を飼われている場合は登録が必要となりますので、上記料金のほかに登録手数料(1頭につき3,000円)が必要となります。

●問合先/役場 住民課 ☎68-6103

平成20年度の除外手続きの受付については年2回を予定しています。

農業振興地域の
農用地区域から
農用地の除外を
希望する方へ

農用地区域内の農地をほかの用途に変更する場合は、農用地区域からの除外手続きを行った上で農地転用の許可を受ける必要がありますので、除外の手続きをしてください。

●受付期間

第1回目 平成20年6月2日から30日まで
第2回目 平成21年1月6日から30日まで
(土日祝日を除く)

●受付時間

午前8時30分
午後5時15分

●問合先

役場 産業環境課
☎68-6105

緑の募金にご協力をお願いします。

限りない恵みを与えてくれる森林。その森林を私たちの手で守り、育てていくために設けられているのが「緑の募金」です。

「緑の募金」は平成7年につくられた「緑の募金法」に基づき、地球の温暖化や洪水を防止するための植林、里山の手入れや間伐などの森林整備、森林簿ボランティア育成などの助成に役立てられています。

『温暖化 緑で止めよう 未来のために』を合言葉に、(社)三重県緑化推進協会と県下市町村との連携により、この「緑の募金」運動を幅広く実施しますので、皆さまのご協力をお願いします。

春の募金運動期間 5月14日まで

(4月15日から1ヶ月間を木曽岬町での募金強化月間とし、ご家庭に募金協力の回覧をさせていただきます。)

●問合先/役場 産業環境課 ☎68-6105

緑の募金でふせよう地球温暖化

家庭ごみの分別方法が 変わります!

※変更に伴い、「ごみの出し方ハンドブック」を全戸配布させていただきましたので、よくご覧ください。また、「ごみの出し方ハンドブック」がない場合は、役場住民課の窓口にてお渡ししています。

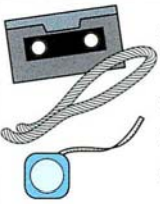
例：平成20年4月からの プラスチック製の分別区分

商品名	区分	備考
 ケチャップの容器	プラスチック製 容器包装	ケチャップを包装するための容器なので、プラスチック製容器包装になります。
 卵のパック	プラスチック製 容器包装	卵を包装するためのパックなので、プラスチック製容器包装になります。
 発泡スチロール等の緩衝材	プラスチック製 容器包装	包装するためのもので、発泡スチロール自体が商品にはならないので、プラスチック製容器包装になります。
 プラスチック製のスプーン	可燃ごみ	スプーン自体が商品なので、可燃ごみになります。
 CDケース	可燃ごみ	CDを使用した後も、ケースは使用するため、一体化していると考えられているので可燃ごみになります。

※プラスチック製容器包装として捨てていただく場合には、綺麗な状態(汚いものは洗って)で出してください。洗っても汚れの落ちないものは、「可燃ごみ」として出してください。

※プラスチック製容器包装を排出する場合には、袋を2重にして出さないでください。(レジ袋に、容器包装となるプラスチックを入れて、指定袋に入れないでください。)

【粗大ごみについて】

商品名	区分	備考
 - ビデオテープ - カセットテープ - ロープ - メジャー - インクリボン	粗大ごみ	●平成20年4月から、ご家庭にある透明の袋に入れて、粗大ごみシールを貼って出していただきます。(透明の袋であれば指定はありません。また、5品目一緒に透明の袋に入れて出していただいて結構です。細かく切る必要はありません。) ※5品目以外は絶対に入れないでください。回収が出来なくなります。

●上記5品目については、粗大ごみでも特殊な出し方になりますので、ご注意ください。

【有害ごみについて】

●蛍光管は「不燃ごみ」・乾電池は「役場玄関」にて回収していますが、平成20年4月からは以下のとおり変更されます。

商品名	区分	備考
 - 蛍光管 - 乾電池 - 水銀電池	有害ごみ	●資源ごみと一緒に回収となります。資源ごみの回収日・場所・時間を守って出してください。 ●蛍光管・乾電池専用の回収箱を、各回収場所・回収時間に設置しますのでそちらに入れて出してください。 ※蛍光管は「不燃ごみ」で出されても、回収できません。

【資源ごみについて】

●平成20年4月から、資源ごみに「家庭用大工道具」が追加されます。出し方のルールとマナーについては、次のようになります。

●かなづち、くぎ、スパナなどが対象です。

●柄をとる必要はありません。

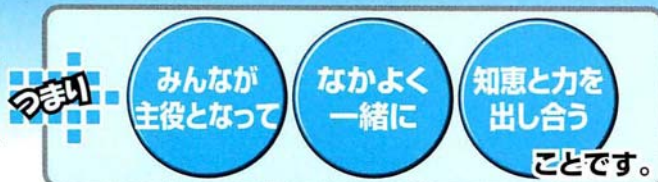
●フレコンには入れず、段ボールに入れておいてください。

●問合先／役場 住民課 ☎68-6103

一人ひとりが輝く社会をめざして 男女共同参画をご存じですか？

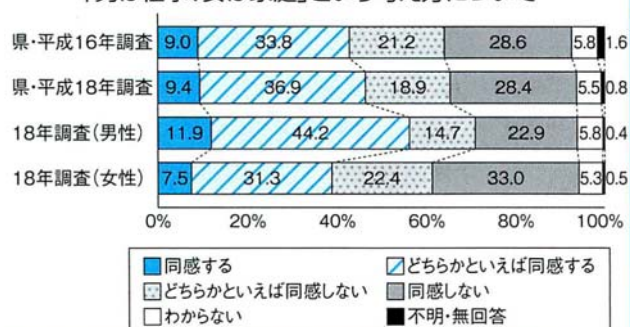
男女共同参画とは、

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。



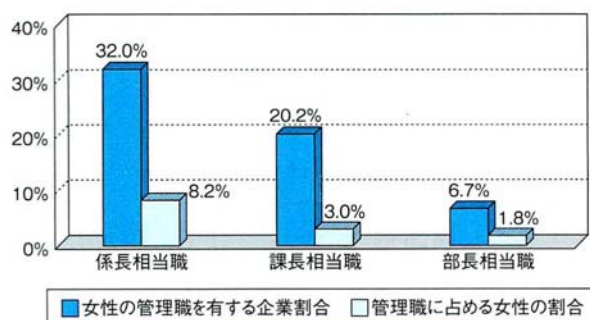
1 現状では男女の性別による差別や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識、これらに基づく制度や慣行が根強く残っており、多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



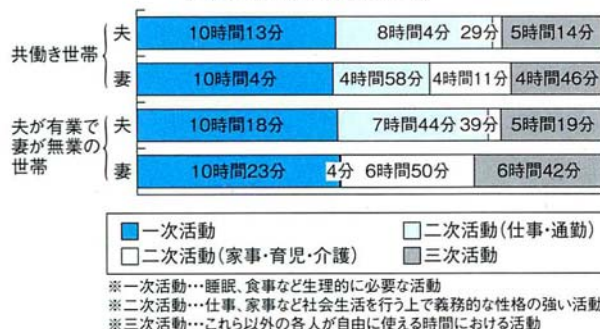
2 男女が、社会の対等なパートナーとして、色々な方針決定の場に参画できる機会を確保することが必要ですが、女性の方針決定過程への参画はまだまだ少ないのが現状です。

企業における女性管理職の状況(全国)



3 夫婦の生活時間を見てみると、夫の家事・育児・介護等にかかる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短くなっており、依然として家事や育児などは女性の役割であることが伺えます。このことは、夫の長時間労働にも一因があると考えられており、仕事と家庭生活等との両立（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

夫婦の生活時間(全国)



男女共同参画に関する問合せ先

●三重県生活部男女共同参画室
●役場 総務課 ☎68-6100

☎059-224-2225 E-mail iris@pref.mie.jp

栄養教室に参加して、食生活グループに入ませんか!

食生活改善推進グループは健康で明るい生活をしていくための知識と技術を伝え、私たちの町にふれあいの輪を広げる活動をしています。

桑名市、木曾岬町主催の栄養教室を一年間受講された後は、食生活改善推進委員として独居の高齢者の弁当作りや料理講習会に参加していただきます。

料理や健康づくりに興味のある方は一緒に活動しませんか。

参加希望の方は4月30日(水)までに役場 福祉健康課(☎68-6104) 保健師伊藤まで申込みください。



平成20年度 栄養教室予定表

回	実施日	時間	内容
1	6月13日(金)	10:30~15:00	開校式、オリエンテーション、学習
2	7月11日(金)	9:30~15:00	調理実習、生活習慣病について
3	9月12日(金)	9:30~15:00	調理実習、食品衛生と食環境保全
4	10月24日(金)	9:30~15:00	調理実習、食育について
5	11月14日(金)	9:30~15:00	運動(講義・実技)、自主献立(講義)
6	12月5日(金)	9:30~15:00	自主献立作成
7	1月23日(金)	9:30~15:00	調理実習、地区組織活動について、修了式

●場 所／桑名市中央保健センター

●受講料／5,000円(調理実習費、テキスト代、成分表代を含む)

(初回6月13日に徴収します。ご欠席、途中キャンセルされた場合でも返金できませんので、ご了承ください。)

都市計画の変更に係る説明会の開催について

都市計画区域区分の変更及び用途地域の決定に係る住民説明会を開催しますのでお知らせします。

●開催日時／平成20年4月25日(金) 午後7時から

●開催場所／役場 2階会議室

●問 合 先／役場 企画調整課 ☎68-6101

3 受講手続
受講希望者は、所定の「申込書」に必要事項を記入捺印し、申し込んでください。

2 実施場所
桑名市大字江場7番地
桑名市消防本部(2階研修室)

1 実施日時
平成20年5月15日(木)、16日(金)の2日間
両日とも午前9時00分から午後4時30分まで

消防法第8条第1項の規定により、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物にあっては、資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。その資格を取得していただくため、桑名市消防本部では、「甲種防火管理新規講習」を次のとおり開催します。

「平成20年度前期
甲種防火管理新規講習」
開催のお知らせ



4 受付場所

桑名市消防本部及び最寄りの消防署(分署)で受け付けます。

5 受付期間

平成20年4月7日(月)から4月28日(月)まで

6 定 員

定員120人(定員になり次第、受け締切ります)

7 テキスト代

講習に必要なテキスト代として、4,000円(当日集金)
受講料は無料です。

●問 合 先

桑名市消防本部予防課予防係
☎0594-24-5279
又は各分署まで

危険物取扱者試験

平成20年度(前期)危険物取扱者試験が次のとおり行われます。

●種 類

甲種・乙種(1~6類)・丙種

●試験日

6月15日(日)、6月21日(土)、6月22日(日)

●試験会場

1. 四日市 (社)北勢自動車協会
2. 鈴鹿市 鈴鹿地域職業訓練センター

3. 津市 高田短期大学
4. 松阪市 三重中央大学
5. 伊勢市 皇學館大学
6. 伊賀市 伊賀市勤労者福祉会館
7. 尾鷲市 尾鷲高等学校
8. 熊野市 近畿大学工業高等専門学校
9. 試験会場指定高等学校(指定校に在籍する生徒)

●願書受付

4月18日(金)～4月30日(水)

●申込先

桑名市消防本部・消防署又は各分署で願書を受け取り、消防試験研究センター三重県支部(☎059-226-8930)まで郵送で申し込みをしてください。

予備講習会(乙種第4類)

平成20年度(前期)予備講習会を次のとおり開催いたします。

●日時

5月14日(水) 午前9時00分から午後4時50分まで

●場所

桑名市江場7番地
桑名市消防本部(2階研修室)

●定員

100名

●申込方法

4月7日(月)から消防本部予防課

危険物係又は東員分署で、申込用紙に必要事項を記入しお申し込みください。定員になり次第締切ります。

●問合先

桑名市消防本部予防課危険物係
☎0594-24-5280

裁判所事務官採用I種・II種試験及び家庭裁判所調査官補採用I種試験

●受付期間

平成20年4月1日(火)～同年4月15日(火)
当日消印有効

●第1次試験

平成20年6月1日(日)

●受験資格

昭和53年4月2日～昭和62年4月1日までに生まれた者
受験案内は最寄りの裁判所で配布。

●問合先

津地方裁判所事務局総務課人事第一係
☎059-226-4805

海南じぶもの国では、アルバイトを募集しています。

●対象

高校、大学、短大、専門学校生及び一般の男女 若干名

●仕事内容

足踏み式ゴーカート、水上自転車の乗降時の補助

●出勤日

土・日・祝日

●勤務時間

午前10時から午後4時30分まで(実働6時間)

●日給

高校生 4,290円(時給715円)
大学、短大、専門学校生 4,800円(時給800円)
一般(フリーター可)
※年令に応じて支給

●問合先

海南こどもの国(担当宮崎、寺澤)
☎0567-52-1515
FAX 0567-52-1514

教育委員会だよ

町内ソフトボール大会
出場チーム募集!

- 開催日/4月20日(日) 午前8時30分開会式
【雨天予備日:4月27日(日)】
 - 会場/木曽川グランド
 - 主催/町ソフトボール連盟・町体育協会
 - 締切/4月16日(水)までに用紙に必要事項を記入し、教育委員会までお申し込みください。
(用紙は教育委員会にあります)
- なお、ルール等詳細については、後日行われる抽選会(4/17(木))にて決定します。

●問合せ・申込先
教育委員会教育課 ☎68-1617



大切にしたい
あんなこと、こんなこと

大切にしたい 肯定的な言葉かけ

ある保育園でのできごとです。

ある子が、「園長先生、わたしすごいことができるんだよ。見て！」と元気よく誘いに来ました。

た。園長先生の手を引いてその子が連れて行ったのは、鉄棒のところでした。鉄棒のところまで行くと、その子は両手で鉄棒にぶら下がりました。園長先生は、思わず「あれ、それだけなの？」と声をかけました。園長先生としては、すごいこと、というので、期待して見ていたら、ぶら下がって降りただけだったので、拍子抜けしたような状況だったのでした。

園児が帰った後、その園長先生は、担任の保育士から、「その子は今まで鉄棒に触れたこともなかったのに、少し前から鉄棒にぶら下がり始めた」ということを聞か



されました。園長先生は、「しまった！あの子にとって、鉄棒にぶら下がり降りるということは、まさしく、すごいこと、だったんだ！」園長先生は、「すごいね」と共感しなかったことを深く反省したということです。

子どもの訴えの中には、訴えられた人と心を通わせる喜びが期待されています。そのことを見逃さずに、肯定的な言葉かけをしていきたいものです。それは、子どもの成長に大きくプラスになります。

先の園長先生も、今度そのような場面に出会ったら、「すばらしいよ。また、見せてね。」というような言葉をかけたいと考えているそうです。

昨年度「教育よもやま話」として昨今の教育に関する話題を連載してきましたが、今年度は、子育てで大切にしたいことを中心に、連載したいと思えます。どうぞ一読ください。

～地域社会に貢献～

スポーツ少年団 清掃活動報告



3月8日(土)から9日(日)にかけて、木曾岬町スポーツ少年団本部による町内清掃活動が実施され、各団の団員約100名と指導者及び保護者約60名が町内各所の清掃活動に参加していただきました。ご協力いただいた皆さんに本紙面をもちまして厚くお礼申し上げます。

なお、清掃活動前に昨年夏の全国ドッジボール選手権大会で見事優勝した木曾岬ラッキースキッズの本部長表彰も行われ、スポーツ少年団の波多野書記長から選手一人ひとりに表彰状が授与されました。選手の皆さん、おめでとうございました！

税 インフォメーション

固定資産課税台帳の縦覧のお知らせ

固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び評価基準によって算出した課税標準額などを明らかにするためのもので、縦覧期間中に資産の確認をしていただき、価格など不明な点について異議の申し立てや問合せができます。

●縦覧期間／4月1日(火)～4月30日(水)

午前8時30分～午後5時

(土日・祝日を除く)

●縦覧場所／役場 税務課

●縦覧できる人／

●納税義務者本人(相続人・納税管理人を含む)

●本人が署名・押印した委任状により委任を受けた人

●問 合 先／役場 税務課 ☎68-6102

忘れないでね?

国民年金保険料の納付

国民年金の保険料は、
月額14,410円(平成20年度)です。

国民年金保険料の納付は
「口座振替」が「便利」で「お得」です。

なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される**前納制度**もあります。

前納制度は、1年分をお支払いいただく1年前納と、半年分をお支払いいただく半年前納があります。たとえば、1年前納の金額は、月々保険料をお支払いされた場合の合計額と比較して**3,070円の割引**になります。

半年(6ヶ月分)前納の場合は**700円の割引**です。ぜひご利用ください。

現金での1年度分前納は、4月30日までに納めてください。

しかし、口座振替はもっと割引が・・・



ねんぎん情報

国民年金についてのお問い合わせは、いつでも役場住民課年金係までお気軽にご相談ください。

口座振替がお得ですよ。

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる**当月末振替(早割)**があります。

早割は**月額50円(年間600円)**が割引されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べて**さらに割引額が高くなります**。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して**3,620円の割引**になり、半年(6ヶ月)前納の場合は**980円の割引**です。

※口座振替での平成20年度1年前納の受付けは終了いたしました。

クレジットカード納付を導入しました。

平成20年2月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能となりました。

クレジットカード納付は被保険者ご自身が事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。)

クレジットカードでの納付を希望する方は社会保険事務所へお申し込みください。

ご注意…口座振替による毎月振替(早割)は適用されません。また、6ヶ月前納・1年前納の割引額も現金納付の割引額になります。

国民年金保険料の納付が困難な方は、

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出

学生の方は、

学生納付特例申請書を

保険料を未納のままにせず、保険料免除、納付猶予、学生納付特例を申請して承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万が一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

納付が困難なときは 保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めるのが難しいときに利用できる制度で申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。

保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

30歳未満の方は 若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額が猶予されます。

納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は 学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

学生証のコピーか在学証明書の添付が必要です。

一添付書類

- ①本人、配偶者、世帯主の方が退職したことにより免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者離職票の写し
- ②平成19年1月2日以降に現在のお住まいに転入された方は、所得の状況を証明する書類
- 申請はお早めに
申請日前に生じた不慮の事故や病気について、障害年金を受け取ることができない場合があります。
申請されてから審査結果の通知が郵送されるまで、しばらく時間がかかります。その間、「催告状」の送付や、「電話、戸別訪問による納付の案内」等をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

保険料の追納

保険料免除などが承認された期間については、10年以内であれば、後から納付（追納）して満額の年金に近づけることができます。

免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、加算額を上乗せした保険料を納付していただくこととなります。

【「納付」と「保険料免除」等と「未納」はこんなに違います！】

		納 付	全額免除	一部納付 (一部免除)	若年者猶予 学生特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ (入ります)	○ (入ります)	○ (入ります)※	○ (入ります)	× (入りません)
老齢基礎年金	受給資格 期 間	○ (入ります)	○ (入ります)	○ (入ります)※	○ (入ります)	× (入りません)
	年金額に 計 算	○ (されます)	○ (3分の1)	○ (一部)※	× (されません)	× (されません)

※一部納付には、4分の1納付、半額納付、4分の3納付があり、それぞれ、一部納付保険料を納付していることが前提となります。

||||| 〈お知らせ〉 |||||

平成20年4月1日より

妊婦健康診査の公費負担回数が 2回から5回へと変わります!!

こんにちは保健師です

◆保健師/ ☎68-6104



【平成20年3月31日までは】

公費負担回数	受診時期	内 容
1回	妊娠前期	問診及び診察、血圧測定 尿検査、血液検査 Rh型血液型検査 HBs抗原精密検査
2回	妊娠後期	問診及び診察、血圧測定 尿検査、血液検査 ※超音波検査(35歳以上の方)



【平成20年4月1日以降は】

公費負担回数※1	受診時期※2	内 容
1回(前期)	妊 娠 中	問診及び診察 血圧・体重測定 尿検査、血液検査 超音波検査※3
2回	〃	問診及び診察 血圧・体重測定 尿検査、超音波検査※3
3回	〃	2回目と同じ
4回	〃	2回目と同じ
5回(後期)	〃	問診及び診察 血圧・体重測定 尿検査、血液検査 超音波検査※3

※1 受診券(5回分)は、どのような順番で使用していただいてもかまいません。

※2 受診券(5回分)は、どの時期に使用していただいてもかまいません。

※3 超音波検査については一部のみ公費負担。



Q1 どうしたら公費負担で妊婦健康診査を受けられるの?

A1: 木曽岬町が発行する「母子保健のしおり」の中に妊婦健康診査の受診券が入っていますので、それを使用してください。

※「母子保健のしおり」は「妊娠届」を提出していただいた際に、母子健康手帳と一緒にお渡しします。

※上記検査項目以外は、自己負担となりますので、ご了承ください。



【受診券の使い方】

① 三重県内の医療機関で受診する場合

受診券がそのまま使用できますので、「母子保健のしおり」と「母子健康手帳」を持参し、医療機関へ受診してください。

② 旧海部郡の医療機関で受診する場合

三重県内の医療機関と同様に、受診券を使用できるように調整中です。決まりしだい、お知らせさせていただきます。

③ ①及び②以外の医療機関で受診する場合

受診券をそのまま使用することはできません。

この場合には、助成制度がありますが、申請が必要となります。一度、病院窓口にて、費用をお支払いいただき、後日助成申請をしてください。詳しくは保健師までお尋ねください。

●申請窓口/木曽岬町保健センター

●申請時に必要なもの/「申請書」、「領収書」、「母子保健のしおり(結果票)」、「印鑑」

Q2 妊婦健康診査を受診する時期はいつ？

A 2：望ましいとされる妊婦健康診査の時期と回数は…

妊娠週数	間隔と回数
妊娠初期～妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週～妊娠35週まで	2週間に1回
妊娠36週～分娩まで	1週間に1回

※平成20年4月1日以降から、このうちの5回分が公費負担となります。



Q3 平成20年4月1日より前に「母子保健のしおり（前期分・後期分の受診券）」をもらっている人はどうなるの？

A 3：出産予定日が平成20年4月1日以降となっている方の中で、すでに「母子保健のしおり（前期分・後期分の受診券）」をお持ちの方には、追加となる「3回分の受診券」を郵送させていただきます。現在、お持ちの「母子保健のしおり（前期分・後期分の受診券）」は、医療機関にて新しい受診券と差し替えとなりますので、引き続き大切に保管してください。

※ただし、追加となる「3回分の受診券」が使用できるのは、平成20年4月1日以降となります。

妊婦さんと赤ちゃんの安全・安心のために… 必ず妊婦健康診査を受けましょう。

最近全国では、妊娠してから出産まで一度も受診していない方が救急車で運ばれ、母体や胎児の命にかかわるというケースが増えています。

妊婦健康診査は、妊婦さんの体調やお腹にいる赤ちゃんの発育が順調であるかどうかを確認し、安全なお産ができるようにするためのとても大切な健診です。日ごろから、かかりつけ医を持ち、継続して「妊婦健康診査」を受けましょう。

●妊婦健康診査に関する問合先
木曾岬町保健センター（こども相談センター）
保健師まで ☎68-6119

このマークを 知っていますか？

これは、「マタニティマーク」です。

妊娠中は、赤ちゃんの成長はもちろんのこと、お母さんの健康を維持するための、とても大切な時期です。特に妊娠初期は、お母さんにとって「つらい症状（つわり）」があったり、外見からは妊婦さんかどうか判断しにくい場合もあります。

木曾岬町では平成20年4月から、妊娠届を提出していただいた方へ、マタニティマークキーホルダーを配布させていただくことになりました。

このマークをつけている方を見かけたら、やさしい心づかいをお願いいたします。



保健センター



民生児童委員



子育て支援センター

「こども相談センター＆子育て支援センター」は地域さまざまな力をつなぎ、木曾岬町の親子を守る役割をします。気軽にご利用ください。

「木曾岬町こども相談センター＆子育て支援センター」

- 場所（事務所）／保健センター事務所 ■電 話／68-6119
- 時 間／平日（月～金） 午前8：30～午後5：00
- 職 員／保健師・保育士（常駐しています） 臨床心理士 北川 睦（毎週木曜日にいます）
- 業 務 内 容／子育て支援・発達支援・虐待予防
- 事 業 内 容／育児相談・子育てサロン・カウンセリング（予約制）・発達相談（予約制）等



病院



学校



保育園・幼稚園



警察



児童相談所



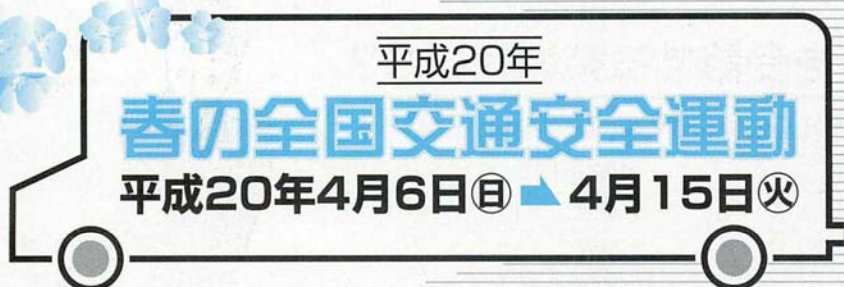
ボランティア



地域の人たち



警察署コーナー



運動の 基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の 重点

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶



◆本年6月19日までに道路交通法が一部改正されます。

★自転車利用対策

- 普通自転車の歩道通行可能用件が明確化されます。
- 乗車用ヘルメット着用努力義務が導入されます。
(児童又は幼児が対象となります。)

★被害軽減対策

- 後部座席のシートベルト着用が義務化されます。(高速道路のみ行政処分の対象となります。)

★聴覚障害者の保護

- 免許取得可の範囲が拡大されます。
- 「聴覚障害者標識」の表示が義務化されます。

- ★75歳以上の運転者の「高齢運転者標識」の表示が義務化されます。

町内 2月の交通事故

件数	15件 (23件)
死者数	0人 (0人)
負傷者数	5人 (6人)

()…平成20年累計

危険がいっぱい 出会い系サイト

出会い系サイトを利用した

- 強制わいせつ** ●**誘拐** 等の事件が多発しています。

被害者の多くは、女子中高生です。

被害にあわないために、

- サイトを見ない** ●**サイトを書き込まない** ●**会わない** を必ず守りましょう。

- 個人情報を入力しない!
- 知らないアドレスには返信しない!

保護者の方へ

子供の携帯電話や家庭のインターネット用パソコンにフィルタリングソフト等で有害サイトのアクセス制限を設定するようお願いします。

今月のお知らせ等

2008年4月1日

広報きそさき

4月の

家庭ごみ・資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なざさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 3日、7日、10日、14日、17日、21日、24日、28日	毎週火・金曜日 1日、4日、8日、11日、15日、18日、22日、25日、29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 2日、16日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 2日、9日、16日、23日、30日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 9日	毎月第4水曜日 23日
資源ごみ	毎月第4日曜日 27日	

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

4月日曜役場開設のお知らせ

毎月第2・4日曜日開設

今日の
日曜役場
開設日
13日(第2日曜日)
27日(第4日曜日)

時 間 AM8:30~PM5:00

窓口事務内容

【住 民 課】……………通常業務
【税 務 課】……………通常業務
【福祉健康課】……………通常業務
(収納業務は行っております。)

4月の延長役場

毎月第1・3・5月曜日開設

7日(第1月曜日)
21日(第3月曜日)

時 間 PM8:00まで

4月 教育関連施設開館日のお知らせ

町体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、
道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。
13日(日) 午前9時~午後4時
27日(日) 午前9時~正午

◎軽スポーツ教室

体育指導委員による軽ス
ポーツ教室を行います。イン
ディアカやドッジボール、
卓球などを実施してしま
すのでぜひ体育館へお越し
ください。
27日(日) 午後1時~4時

文化資料館

◎開館日

・毎週土・日曜日
午前9時~午後4時



北部公民館

◎開館日

・火~金(祝日を除く)
・土・日曜日
午前8時30分~午後5時

4月の納付

納付をお忘れなく!

- 固定資産税(4/30納期限)……………第1期分
- 国民年金保険料……………4月分
- 水道料金・下水道使用料……………A地区
- 幼稚園授業料(5/1納期限)……………4月分
- 保育園保育料……………4月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめ下さい。

北部公民館

図書室だより

このたび、北部公民館では、次の新刊を購入しました。また、その他にも多数の新刊を取り揃えておりますので、皆さまどうぞご利用ください。

主な児童図書

*和 田 誠 「あめだまをたべたライオン」
*中 川 李枝子 「いたずらぎつね」
*G. ブライアンカラス 「こそこそこそ、かくれよう!」
*バトリシア・ライリー・ギフ 「リリー・モラハンのうそ」
*ルシー・ホーキング 「宇宙への秘密の鍵」
*那 須 正 幹 「衣世梨の魔法帳たんじょう日のびっくりプレゼント」
*齊 藤 洋 「かんたんせんせいとライオン」
*L. S. マッシューズ 「フィッシュ」
*那 須 正 幹 「衣世梨の魔法帳たんじょう日のびっくりプレゼント」

主な新刊

*熊 谷 達也 「群青に沈め」
*吉 田 修一 「静かな爆弾」
*川 上 未映子 「乳と卵」
*伊 集 院 静 「羊の目」
*児童虐待問題研究会 「Q&A児童虐待防止ハンドブック」
*服 部 真 澄 「エクサバイト」
*石 田 衣 良 「親指の恋人」
*筒 井 康 隆 「ダンシング・ヴァニティ」

地上アナログテレビ放送終了のお知らせ

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了いたします。
地上デジタルテレビ放送の視聴方法など受信に関する相談、お問い合わせは、下記をお願いします。

●受診相談/総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎0570-07-0101 (IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は☎03-4334-1111)

●視聴エリア/社デジタル放送推進協会

ホームページ <http://www.dpa.or.jp/>

保健衛生のコーナー

お忘れのないように

お問い合わせ先
福祉健康課・保健センター
☎68-6104へ

教室・相談

パママ教室

■日 時 4月13日(日)
午前10時～11時30分
■集合時間 午前9時45分～10時
■場所 保健センター
■対象 象/妊娠中の方及びその配偶者
■持ち物 母子健康手帳、動きやすい服装で



健康相談

■日 時 4月14日(月)
午後1時30分～2時30分
■場所 保健センター
■持ち物 人間ドック等の結果票



栄養相談 予約制

■日 時 4月14日(月)
午後1時30分～2時30分
■場所 保健センター
■対象 象/希望者
※希望者は、それぞれ4月10日(木)までに保健師へ

カウンセリング 予約制

■日 時 4月17日(木)、4月24日(木)
5月8日(木)
■場所 保健センター
■内容 ことばや発達の支援、カウンセリング
※希望者は、保健師まで

発達相談 予約制

■日 時 4月25日(金)
■場所 保健センター
■対象 象/乳幼児、児童、保護者
■内容 発達についての専門個別相談、発達検査・知能検査などの実施
※希望者は、保健師まで

育児相談 予約制

■日 時 5月2日(金)
午後1時30分～3時
■場所 保健センター
■対象 象/乳幼児、保護者
■持ち物 母子健康手帳
■内容 身体計測、育児・栄養などの個別相談
※希望者は、保健師まで

すくすくひろば

■日 時 5月8日(木)
午前10時30分～11時30分
■集合時間 午前10時～10時30分
■場所 保健センター
■対象 象/1歳6ヶ月から(全6回)
■持ち物 お子さん用コップ
出席カード(2回目から)

4月個別予防接種

BCC

■対象 生後3ヶ月～6ヶ月までに

三種混合

■対象 生後3ヶ月～

MR(麻しん・風しん)

■対象 1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前の1年間に
※体調の良いときに早めに計画し、受けましょう。
※お問い合わせは保健センター内ことも相談センター(68-6119)へ



子育て相談専用電話

(土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00)

子育てに関する相談は

☎68-6119へ(6のハロー119番)

救急医療情報

地域救急医療情報センター

☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して受診してください。

桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

- 診療科目 内科・小児科
- 診療日 日曜・祝日
- 診療時間 午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
- 平日土曜の夜間 午後8:00～10:00



4月前半の行事予定

4月3日(木)/1歳半・3歳児健診

フッ素塗布(コアラ)

カウンセリング(予約制)

4日(金)/のびのび指導室

育児相談(予約制)

10日(木)/すくすくひろば



※詳細は前月号又は、町行事・健康カレンダーをご覧ください。

代表・夜間・休日電話 68-8111	平日夜間17:15～翌日8:30/土・日・祝祭日・年末年始
総務課 68-6100	福祉健康課 68-6104 出納室 68-6107
企画調整課 68-6101	産業環境課 68-6105 議会事務局 68-6108
税務課 68-6102	開発課 68-6106 教育委員会 68-1617
住民課 68-6103	



●町のホームページ

<http://www.town.kisosaki.mie.jp/>

環境保全のため、再生紙を使用しています。
木曾岬町は、地球温暖化対策の一環として『緑化の推進』に取り組みます。

■発行/木曾岬町役場
〒498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地
■編集/議会事務局
☎(0567)68-6108 FAX(0567)66-4841